

19歳以上23歳未満が対象

被扶養者の認定条件が一部変更されます！



現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策等の観点から、被扶養者として認定の届出に係る者（以下「認定対象者」といいます。）が19歳以上23歳未満である場合の認定要件のうち、年間収入に関する取扱いを変更します。

制度の変更内容

19歳以上23歳未満の被扶養者のうち収入がある者の収入限度額について、これまでは年間130万円未満としていましたが、**令和7年10月1日**から当該対象者について、収入限度額を**年間150万円未満**として取扱います。なお、恒常的な収入の考え方等、他条件については変更ありません。

給与収入がある方の場合、月額125,000円未満の収入であれば被扶養者として認定できます！

108,334円未満

～令和7年
9月30日

125,000円未満

令和7年
10月1日～

補足

- ・組合員の配偶者の方は対象外です（届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）。
- ・学生であることは要件ではありません。あくまでも年齢で判断します。
- ・年齢要件については所得税法（昭和40年法律第33号）と同様、その年の12月31日時点の年齢で判断します。
例①：平成18年10月1日生まれの場合→令和7年12月31日で19歳のため対象
例②：平成15年1月1日生まれの場合→令和7年12月31日で23歳のため対象外※
※年齢到達日は誕生日の前日になるため。
- ・適用日（令和7年10月1日）以前の事実発生日に係る認定については遡及適用されません。

ご注意くださいこと

年齢が23歳になる年に収入限度額は年間130万円未満に戻ります。収入の調整や被扶養者認定の取消等が必要になりますので、組合員の皆様は被扶養者の方の収入について都度ご確認ください。

